

平成 29 年度 事業計画

1 基本方針

「新ながさき農林業・農山村活性化計画」が目指す姿である『経営耕地面積の8割を認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織などの「産業の担い手」が 担う』農業構造の実現を目指し、農地中間管理機構として、県、市町、農業委員会、農業協同組合等関係団体と連携を図りながら、担い手への農地集積・集約化に積極的に取り組む。

このため、平成29年度には組織を改編し事業推進班を新設し市町推進チーム会との更なる連携を図るとともに、新たに農業委員会で委嘱される農地利用最適化推進員と一緒に、各地域の課題に応じた農地の集積・集約を推進する。また、土地改良区や中山間直接支払活動の取組組織、及び、産地部会を農地中間管理事業推進の重点対象とし、さらに、基盤整備事業が実施中又は予定されている地区では機構を活用した優良農地の集積・集約を推進する。

諫早湾干拓農地については、県をはじめ関係機関と連携の下、作付状況等の調査を継続しながら営農支援を図り、環境に調和した先進的な営農の確立に努めると共に、第3期（平成30年度～平成34年度）の利用権設定のための営農者の審査・選考を行う。

また、潮受堤防排水門開門差止仮処分申立事件については、平成27年11月10日に長崎地裁で出された異議審決定の結果を受けて、漁業者原告の方々と共に福岡高裁へ保全抗告を行ったところであり、開門差止訴訟については、昨年1月長崎地裁から開門しないことを前提とする和解勧告が出され、3月27日まで15回の協議が行われましたが、協議は終了し、来月、17日に長崎地方裁判所から判決が言い渡されることになりました。このように、未だ係争中であるが、干拓地での営農が安定的に継続できるよう農地借受者はじめ地元との連携の下、干拓営農を守るために活動を行う。

2 事業内容

(1) 農地中間管理事業

① 農地貸借事業

経営規模の縮小・離農等を図る農業者等が所有する農地、利用可能な耕作放棄地について、補助事業を活用した簡易な条件整備の検討、耕作放棄地解消総合対策事業の活用を市町と連携して行い、規模拡大を目指す認定農業者、農地所有適格法人、集落営農組織等の担い手とマッチングし、まとまった形で農地の利用ができるように配慮して貸付ける。また、現在、担い手や規模拡大意向のない農業者などが耕作している農地についても、将来的に担い手へ農地集積・集約化に資する農地として機構を介した貸借をすすめる。

特に、基盤整備地区などの条件の良い農地の事業活用が進んできたが、借り手が見つかっていない貸出希望地の半分以上は耕作放棄地であり、今後条件整備を絡めた事業活用を強力に進めていく必要がある。

(事業計画)

区分	面 積 (ha)		備 考
農地貸借事業	借受面積	800 ha	H28年度計画 800 ha
	貸付面積	800 ha	800 ha

② 農地売買事業

認定農業者等が経営規模の縮小や離農を図ろうとする者から農地を買い入れる場合において、認定農業者等からの申し出に基づいて、機構がその購入資金全国農地保有合理化協会から無利子で借り受け、買入れ・売り渡す。

(事業計画)

区分	面 積 (ha)		備 考
農地売買事業	買入面積	4 ha	全国農地保有合理化
	売渡面積	4 ha	協会・担い手支援資金

③ 農地利用条件改善事業

農地中間管理事業により権利を取得した農地の条件整備を実施する場合において、認定農業者等からの申し出に基づいて、機構が農家負担金を全国農地保有合理化協会から無利子で借り受け・貸し付ける。

(事業計画)

区分	面 積 (ha)		備 考
農地利用条件改善事業	整備面積	3 ha	全国農地保有合理化協会・扱い手支援資金

(2) 耕作放棄地解消総合対策事業

① 耕作放棄地有効利用促進事業（県単）

農業者等が耕作放棄地を新たに引き受け復旧し耕作する場合、その初期費用の軽減を図るために定額を助成する。

(事業計画)

事 業 名	助成単価等	面 積	備 考
耕作放棄地有効利用促進事業	基本単価 30千円/10a 大規模加算 5千円/10a 重機加算 10千円/10a	10 ha	H28年度計画 10 ha

② 新規就農促進基盤整備支援事業（県単）

公社が中間保有又は中間保有する予定の耕作放棄地を、市町等が長崎県耕作放棄地解消総合対策事業によって優良農地とし、新規就農予定者及び前年度就農者へ無償で貸し付ける場合に、その受益者負担相当額を助成する。

(事業計画)

事 業 名	助 成 単 價 等	面 積	備 考
新規就農促進基盤整備支援事業	国50%、県30%、市町15%、 受益者5%（公社から助成）	1. 4 ha	H28年度計画 1. 4 ha

(3) 諫早湾干拓農地保有管理事業

平成25年度から新たに5年間（第2期）の利用権を設定している。

農地借受者の営農計画達成に向けた営農活動の支援及び環境保全型農業の推進並びに農地の管理・作付状況の実態把握による営農支援等を関係機関と連携し推進する。

平成29年度は第2期諫早湾干拓農地利用権設定期間の最終年度にあたることから、平成30年度からの第3期の利用権設定のため、審査委員会を設置して営農者の審査・選考を行う。

潮受堤防排水門開門問題については、農地借受者等とも連携して、開門差止訴訟等の活動を行う。

①諫早湾干拓農地貸付計画

利用権の更新に当たり、リース料を10アール当たり標準2万円としている。徴収確保に努める。

借受者	面 積	賃 貸 料	備 考
41件	672ha	130,000千円	

② 宅地等用地

関係機関とも連携を図りながら、宅地等用地の売却促進に努める。

区分	区画数	面積(m ²)	売却金額	備考
計画	10	10,000	52,000千円	

(参考)

	区画数	面積(m ²)	備考
全体	91	84,703.51	取得額 341,000千円
緑地等	16	14,320.86	売却対象外
宅地			
総数	75	70,382.65	
売却済み	35	31,172.41	H28年度 1区画 1,000m ² 5,235千円
未売却	40	39,210.24	